選挙を無効とすることの主な弊害として，違憲とされた区割規定の改正の審議について選挙を無効とされた選挙区から選出された議員が存在しない状態でなされることが挙げられる。しかし，この点については，選挙無効の効果を直ちに生じさせるのではなく，無効の効果は区割規定の改正等に必要と見込まれる一定期間の経過後に始めて発生するという内容の将来効判決をすることによって解消が可能である（昭和60年大法廷判決における裁判官寺田治郎，同木下忠良，同伊藤正己，同矢口洪一の補足意見参照）。また，本件では既に平成25年６月24日に新たな区割規定を含む改正法が成立しており，その内容は平成23年大法廷判決の要請に十分応えているとはいえないとの批判があるものの，平成22年国勢調査人口による較差は1.998倍と僅かでも２倍を下回るものとなっており，当審が本件区割規定の違憲を理由として選挙を無効とした場合の補充選挙は，後述の小選挙区制における個別的な支障の問題を捨象して考えれば，当該選挙区の選挙についての過渡的措置としてこれによること（選挙を無効とされた特定の選挙区について同規定による補充選挙を行う旨の立法措置が必要と考えられる）が可能であると考える。この場合には，選挙無効とされた選挙区については新しい区割規定により補充選挙が行われたとしても，選挙無効判決がされていない選挙区については従来の区割規定により行われた選挙で選出された議員がそのまま残ることになり，選挙を無効とされていない選挙区との間及びこれらの選挙区同士の較差は解消されないのであるから，新区割規定により補充選挙が行われたとしても全体として憲法違反を免れないのではないかとの疑問が生じる。しかし，この点については，選挙を無効とされた選挙区については新区割規定により実際に補充選挙が行われ，他方，旧区割規定により行われた選挙によって選出された議員についても新区割規定により行われた選挙によって選出されたものとみなされるという理解によって憲法適合性を理由付けることが可能であろう。

上記によれば，本件において選挙を無効とすることによる弊害は大きなものではなく，他方で選挙人の基本的人権である選挙権の制約及びそれに伴って生じている民主的政治過程のゆがみは重大といわざるを得ず，また，立法府による憲法尊重擁護義務の不履行や違憲立法審査権の軽視も著しいものであることに鑑みれば，本件は上記の弊害の観点を理由としていわゆる事情判決の法理を適用すべき事案とはいえない。

ただし，以上に述べたところは一般的な選挙区の定数に係る選挙無効訴訟についてのものであり，小選挙区制が対象となる本件では，較差の是正は選挙区の分割，選挙区の統合あるいは選挙区の組替えによって行われるため，更に別の配慮が必要となる。新区割規定の内容を今回選挙無効訴訟が提起されている選挙区についてみると，東京都第５区及び第６区については旧第６区の１部が新第５区に組み入れられ，残りの旧第６区が新第６区とされている。また，福井県第３区については旧第１区と旧第２区・旧第３区の一部を併せて新第１区とされ旧第２区・旧第３区の残りを併せて新第２区とされた。平成24年実施の衆議院議員総選挙について，仮に東京都第５区及び第６区の選挙が無効とされた場合には，個々の選挙区の範囲は異なるものの新第５区と新第６区の補充選挙を同時に実施することで旧第５区・旧第６区の選挙民が選出した議員がいないという事態はなくなる。このように，訴訟の対象とされた全ての選挙区を合わせた区域の範囲が選挙区割りの改定により全体として変動しない場合には，新区割規定に基づいて補充選挙を実施することに特に問題はない。

問題となるのは福井県第３区の場合である。新区割規定では福井県第３区は存在しないのであるから，福井県第３区について補充選挙を実施することは不可能である。また，旧第３区の一部が含まれている新第１区及び新第２区で補充選挙を実施するとした場合には，旧第２区，旧第３区の議員と重複するだけでなく，旧第１区及び旧第２区の選挙民は二重に選挙権を行使することが認められることになり，これ自体が憲法違反となる可能性は大きい。

この問題は，選挙区が廃止された場合に限って生じる問題ではなく，上記の東京都第５区についてのみ選挙無効の判決が確定したと仮定した場合，新第５区で補充選挙を実施した場合には，選挙民の一部は旧第６区での選挙と新第５区での選挙とで二重に投票権を行使することが許されることになり，これもまた憲法違反の疑いが強い。仮に全選挙区において選挙無効判決が確定した場合であればこうした事態は避けることが可能であるが，本件における訴訟の提起は一部の選挙区にとどまっている。

このような困難な事態が生じるのは，当審が，議員定数訴訟の判断枠組みとして，①公職選挙法204条の訴訟の形態を用いた上で，②議員定数配分規定の憲法適合性は選挙区ごとにではなく規定全体として判断すべきとの判断枠組みを採用し，小選挙区制下での区割規定についても同様の判断枠組みを採用していることが主な原因となっているものといえる。上記判断枠組みは昭和51年大法廷判決以来当審の判例とするところであるが，昭和51年大法廷判決には，②について議員定数配分規定を可分のものとし，その憲法適合性は個々の選挙区ごとに判断し，一部の選挙区について投票価値不平等の違憲の瑕疵があるとしても，その瑕疵が必然的に他の選挙区全部について違憲の瑕疵を来すものと考えないとする裁判官岡原昌男，同下田武三，同江里口清雄，同大塚喜一郎，同吉田豊の反対意見が付されており，裁判官岸盛一の反対意見も可分とする点では上記反対意見と同旨といえる。

小選挙区制が導入されたこと及び当審の度々の警告にもかかわらず立法府が是正措置をとらずに違憲状態が継続するという現状を考えた場合，今後，当審としては，飽くまで従来の判断枠組みを維持しつつ，具体的事案については是正の実現が事実上不可能であるとしていわゆる事情判決の法理の適用を続けるか，判断枠組みを変え，選挙無効判決に基づく是正の実現を実際上も可能とするのかを選択を迫られる状況に至っているものといえる。私としては，判断枠組みを変えて選挙無効判決の是正の実現の可能性を回復する方向が望ましく，今後の検討課題と考えるものであるが，他方，当審が上記判断枠組みを維持してきたことには十分な合理性があり，また，法的安定性の見地からも軽々しく判断枠組みの変更は行うべきものではないので，現時点ではこれを前提として検討するものである。

事案の性質上，一部の選挙区についてのみいわゆる事情判決の法理を適用するのは適当ではないので，さきに述べた理由によれば本件に上記の法理を適用するのは適当でないと考えられるものの，選挙無効判決が確定した場合の補充選挙の実施は事実上不可能と考えられるのであり，こうした見地から上記の法理を適用し，本件においては，主文において選挙の違法を宣言するにとどめ，これを無効としないこととするのが相当である。

裁判官木内道祥の反対意見は，次のとおりである。

私は，本件選挙は前回の平成21年選挙時に既に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた本件選挙区割りの下で再び施行されたものであること，選挙区間の較差は平成21年選挙よりも更に拡大して最大較差が2.425倍に達していたこと等に照らせば，本件選挙時において，平成21年選挙と同様に，本件選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったと解するものであり，この点については，多数意見に異論はない。

しかし，憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったといえるか否かについては，私は，多数意見と異なり，その期間内における是正がされておらず，本件区割規定は違憲であると考える。そして，違憲とされた区割規定のもとで行われた本件選挙の効力については，憲法によって司法に委ねられた範囲内において裁判所がこれを定めることができるものであり，今回については，違法である旨を宣言するが選挙は無効としないこととするのが相当であると解する。

以下，その理由を述べる。

１　投票価値の平等と選挙制度の憲法適合性審査

国会議員の選挙における投票価値は選挙を行う国民の権利の内容をなすものであるから，それが平等であることは，国権の最高機関である国会を全国民の代表である議員により構成するための基本原理として憲法の要求するところであり，選挙制度の決定にあたって考慮されるべき最も重要かつ基本的な基準である。

選挙制度の決定にあたって，投票価値の平等は，それが唯一絶対の基準ではないことは当然であるが，このような憲法上の価値を内容とするものである以上，非人口的要素によって投票価値の平等に譲歩を求めるについては，その理由が憲法上の価値や技術的な制約等による合理的なものでなければならない。投票価値に一定の較差を生じさせる選挙制度が国会の正当に考慮できる目的との関連において投票価値の平等の要請と調和的に実現されたか否かの判定を内容とする選挙制度の憲法適合性の審査は，そのような較差を生じさせる事由について，上記の観点からの合理性の検証を要するものというべきである。